

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-67:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-67 部：業務用床処理機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条 4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第 1 部）の規定による。） 機器は、通常使用時に不注意があった場合であっても、及び設置中、調整中、保守中、清掃中、修理中又は輸送中であっても、人又は周囲環境に危険を与えることのないような安全に機能する構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条20 20.101 箇条22 22.101 22.102 22.104 22.105	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.101 機器は、操作者対面制御装置を備えていなければならない。 箇条 22 構造 22.101 機器は、床からの液体の浸入によって、その安全性を損なうことがないような構造でなければならない。 22.102 クラス 0I 機器、クラス I 機器及びクラス II 機器は、過電圧カテゴリ III による全極遮断を確実にする主電源遮断スイッチを備えなければならない。 22.104 分割式のリムをもつ空気入りタイヤ場合、機器は、車軸から車輪を取り外す前に、使用者が車輪からリムを分離することを防止する装置を備えなければならない。 22.105 ガード	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-67:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-67 部：業務用床処理機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				22.108  箇条24 24.101	<p>固定されたガードは、工具を用いてだけ開放又は取り外すことが可能な機構によって固定しなければならない。また、固定具なしでその位置に在り続けることができてはならない。</p> <p>22.108 操作者に個人用保護具（PPE）の使用を要求する機器は、制御装置を安全に操作できるように設計しなければならない。</p> <p>箇条 24 部品</p> <p>24.101 自己復帰形温度過昇防止装置を備えたモータをもつ機器は、過電圧状態の下で確実に動作しなければならない。</p>	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条22 22.105	<p>第 1 部の第三条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条 22 構造</p> <p>22.105 ガード</p> <p>インタロックされた可動ガードは、開いたとき、可能な限り機器に取り付けたままでなければならない。また、意図する操作によってだけ調整可能な設計及び構造でなければならない。</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-67:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-67 部：業務用床処理機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				22.106 箇条24 24.101	<p>インタロックされた可動ガードは、構成部分の一つが欠落又は故障したときに機器の危険な機能の始動の防止又は停止するように設計しなければならない。</p> <p>22.106 機器は、間違った据付けが不安全な状況を引き起こす場合、それを防ぐように設計しなければならない。</p> <p>箇条 24 部品</p> <p>24.101 自己復帰形温度過昇防止装置を備えたモータをもつ機器は、過電圧状態の下で確実に動作しなければならない。</p>	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1        7.12	<p>第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明</p> <p>7.1 機器は、次の表示をしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ ある場合、シリアル番号</li> <li>－ 製品の技術的な同一性を確認可能な、機器の名称、及びシリーズ名又は形式</li> <li>－ 製造年、等</li> </ul> <p>7.12 取扱説明書には、少なくとも次の趣旨を含め記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 製造業者の名称・住所、並びに該当する場合、製造業者が指定した代理業者の名称</li> </ul>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-67:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-67 部：業務用床処理機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 機器自体に表示した機器のシリーズ名又は形式の識別表示。</li> <li>－ 機器の一般的な説明、等</li> </ul>	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条15 15.101  箇条21 21.102 21.103 21.104 21.105	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 15 耐湿性等 15.101 吸水清掃機器のモータ駆動清掃ヘッドは、通常使用時に接触する液体に対する耐性がなければならない。 箇条 21 機械的強度 21.102 通電ホースは、押し潰しに耐えなければならない。 21.103 通電ホースは、摩耗に耐えなければならない。 21.104 通電ホースは、屈曲に耐えなければならない。 21.105 通電ホースは、ねじりに耐えなければならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6 6.1        箇条7	第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 6 分類 6.1 機器及びその附属品は、感電に対する保護に関し、次のクラスのいずれかでなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ クラス Ⅱ</li> <li>－ クラス I</li> <li>－ クラス Ⅱ</li> <li>－ クラス Ⅲ</li> </ul> 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-67:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-67 部：業務用床処理機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				7.12 箇条21 21.106 箇条25 25.1	7.12 取扱説明書には、この機器は、身体的・知覚的・精神的な能力が低下している人、又は経験・知識が不足している人（子供を含む。）による使用を意図していない旨を記載しなければならない。 箇条 21 機械的強度 21.106 通電ホースは、低温に耐えなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.1 IPX7 の保護等級に分類される機器は、機器用インレットをもってはならない。	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条25 25.7	第 1 部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.7 電源コードは、次のいずれかのタイプでなければならない。 － ポリクロロプレン被覆 － ポリ塩化ビニル被覆 － 耐熱ポリ塩化ビニル被覆 － ハロゲンフリー、低発煙、熱可塑性絶縁及び被覆 － キャブタイヤコード又はキャブタイヤケーブル	
第 七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条22	第 1 部の第七条第 1 号に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-67:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-67 部：業務用床処理機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。		22.6	22.6 機器は、水又は洗剤の泡がモータに浸入する又は充電部に接触することを防止するような構造でなければならない。	
第七 条 第 2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当  □非該当	箇条13  13.2	第 1 部の第七条第 2 号に該当する規定によるほか、次による。  箇条 13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧  13.2 幾つかのモータを同時に運転可能なクラス I 機器の漏えい電流は、規定値以下でなければならない。	
第八 条	絶縁性能の保 持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当  □非該当	箇条15  15.2        箇条22  22.6       22.35	第 1 部の第八条に該当する規定によるほか、次による。  箇条15 耐湿性等  15.2 液体容器をもつ機器は、次のときに電気絶縁に影響を及ぼさないような構造でなければならない。 － 通常動作での液体の流出 － あふ（溢）れを含む充填作業 － 手持形機器及び不安定な機器の転倒  箇条 22 構造  22.6 機器は、水又は洗剤の泡がモータに浸入する又は充電部に接触することを防止するような構造でなければならない。  22.35 衝撃試験後、絶縁部は、剥がれてはならない。また、金属部と絶縁が要求される範囲の絶縁物を覆う金属はく	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-67:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-67 部：業務用床処理機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					(箱)との間で、規定する耐電圧試験を行い、この試験に耐えなければならない。	
第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条11 11.1  箇条19 19.1  箇条30 30.2	箇条11 温度上昇 11.1 機器及びその周囲は、通常使用状態において過度の温度になってはならない。(第1部の規定による。)  箇条19 異常下における動作 19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作によって、火災の危険に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、可能な限り未然に防止可能な構造でなければならない。(第1部の規定による。)  箇条30 耐熱性及び耐火性 30.2 非金属製の部分は、十分な耐着火性及び耐延焼性をもっていなければならない。(第1部の規定による。)	
第十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条11 11.1  箇条22 22.13	箇条11 温度上昇 11.1 機器及びその周囲は、通常使用状態において過度の温度になってはならない。(第1部の規定による。)  箇条22 構造 22.13 通常使用状態でハンドルをつかんだときに、通常使用時に短時間だけ保持するハンドルについての規定値を超える温度上昇部分が操作者の手に接触しないような構造でなければならない。(第1部の規定による。)	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-67:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-67 部：業務用床処理機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 一 条 第 1 項	機械的危険源 による危害の 防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性 による転倒、可動部又は鋭利な角への接触 等によって人体に危害を及ぼし、又は物件 に損傷を与えるおそれがないように、適切 な設計その他の措置が講じられるものとす る。	■該当  □非該当	箇条20 20.102          箇条22 22.106	第 1 部の第十一条第 1 項に該当する規定によるほか、次 による。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.102 傷害を引き起こす扉、蓋、カバーなどの意図しな い閉じる動作及び下がり動作を防がなければならない。 20kg を超える機器（空状態）は、操作者の足を損傷する のを防ぐように配置又は保護した輸送用の車輪又はロー ラを備えなければならない。 箇条22 構造 22.106 機器は、間違っただけ付けが不安全な状況を引き起 こす場合、それを防ぐように設計しなければならない。	
第 一 条 第 2 項	機械的危険源 による危害の 防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの 機械的作用によって生じる危険源によって 人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与 えるおそれがないように、必要な強度を持 つ設計その他の措置が講じられるものとす る。	■該当  □非該当	箇条21 21.1	第 1 部の第十一条第 2 項に該当する規定によるほか、次 による。 箇条 21 機械的強度 21.1 機器並びにその構成部分及び付属品は、適切な機械 的強度をもっており、通常使用時、輸送中、組立中、分解 中、廃棄中及び機器を伴う行為中に予想される手荒な扱 いに耐えるような構造でなければならない。	
第 二 条	化学的危険源 による危害又 は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学 物質が流出し、又は溶出することにより、人 体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与え	■該当  □非該当	箇条22 22.103	第 1 部の第十二条に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.103 バッテリーをもつ機器は、バッテリーから漏れた電解	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-67:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-67 部：業務用床処理機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		るおそれがないものとする。			液がこの規格の要求事項への適合を損なわないような構造でなければならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条32 32.1 32.2	箇条32 放射、毒性及びこれらと類似の危険性 32.1 機器は、有害な放射を発生してはならない。（第1部の規定による。） 32.2 機器は、通常使用での動作によって、光放射による危険を引き起こしてはならない。（第1部の規定による。）	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.1 箇条22 22.40 22.49 22.50	箇条19 異常下における動作 19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、可能な限り未然に防止可能な構造でなければならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.40 遠隔操作の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。（第1部の規定による。） 22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。（第1部の規定による。） 22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先される構	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-67:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-67 部：業務用床処理機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				22.51	造でなければならない。(第1部の規定による。) 22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。(第1部の規定による。)	
				22.62	22.62 公衆のネットワークを介した遠隔通信は、この規格への適合を損なってはならない。(第1部の規定による。)	
第十五条 第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条9  箇条22 22.105	第1部の第十五条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条9 モータ駆動機器の始動 機器は、始動のために備えられた制御装置の意図的な作動以外によって、始動可能であってはならない。 箇条22 構造 22.105 ガード インタロックされた可動ガードは、開いたとき、可能な限り機器に取り付けたままでなければならない。また、意図する操作によってだけ調整可能な設計及び構造でなければならない。 インタロックされた可動ガードは、構成部分の一つが欠落又は故障したときに機器の危険な機能の始動の防止又は停止するように設計しなければならない。	
第十五条	始動、再始動	電気用品は、動作が中断し、又は停止したと	■該当		第1部の第十五条第2項に該当する規定によるほか、次に	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-67:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-67 部：業務用床処理機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 2 項	及び停止による危害の防止	きは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□非該当	箇条9  箇条22 22.105  箇条24 24.101	よる。 箇条9 モータ駆動機器の始動 機器は、始動のために備えられた制御装置の意図的な作動以外によって、始動可能であってはならない。この要求事項は、どのような原因であれ、停止後に機器を再始動するときにも適用する。 箇条22 構造 22.105 ガード インタロックされた可動ガードは、開いたとき、可能な限り機器に取り付けたままでなければならない。また、意図する操作によってだけ調整可能な設計及び構造でなければならない。 インタロックされた可動ガードは、構成部分の一つが欠落又は故障したときに機器の危険な機能の始動の防止又は停止するように設計しなければならない。 箇条24 部品 24.101 自己復帰形温度過昇防止装置を備えたモータをもつ機器は、過電圧状態の下で確実に動作しなければならない。	
第十五条 第 3 項	始動、再始動及び停止による	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与え	■該当  □非該当	箇条19  19.13	箇条19 異常下における動作 19.13 機器は、危険な誤動作を起こしてはならず、また、	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-67:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-67 部：業務用床処理機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	る危害の防止	るおそれがないものとする。			機器が動作可能である場合、保護電子回路の故障があつてはならない。（第1部の規定による。）	
第 十 六 条	保護協調及び 組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電システムや組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条10 10.2 箇条19 19.1 19.11 箇条25 25.8	箇条10 入力及び電流 10.2 機器に定格電流が表示されている場合、通常動作温度における電流は、定格電流から、規定の許容値を超える差があつてはならない。（第1部の規定による。） 箇条19 異常下における動作 19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、可能な限り未然に防止可能な構造でなければならない。（第1部の規定による。） 19.11 ヒューズを作動させることによって、故障状態の下での機器の安全性を確保する場合は、規定の試験に適合しなければならない。（第1部の規定による。） 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.8 規定の規格に適合するコード又はキャブタイヤケーブル以外の電源コードの導体は、規定の値以上の公称断面積をもつものでなければならない。（第1部の規定による。）	
第 十 七 条	電磁的妨害に 対する耐性	電気用品は、電気的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.1	箇条19 異常下における動作 19.1 電子回路は、故障状態になつても、機器が感電、火	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-67:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-67 部：業務用床処理機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		止する構造であるものとする。		19.11.4  19.13	災、傷害又は危険な誤動作を起こさないように設計し、使用しなければならない。（第1部の規定による。）  19.11.4 保護電子回路を組み込んでいる機器は、イミュニティ試験に適合しなければならない。（第1部の規定による。）  19.13 機器は、危険な誤動作を起こしてはならず、また、機器が動作可能である場合、保護電子回路の故障があつてはならない。（第1部の規定による。）	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	■該当 □非該当	—	—	J55014-1等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	箇条7  7.14	第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。  箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明  7.14 IEC 60417 の記号 5935 を用いる場合、記号の高さは、15 mm 以上でなければならない。	
第二十条 第1号	表示等（長期使用製品安全表示による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。  一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のもの	□該当 ■非該当	—	—	扇風機及び換気扇は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-67:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-67 部：業務用床処理機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		<p>のに限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>				考える。
第二十条 第 2 号	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>二 電気冷房機(産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	電気冷房機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-67:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-67 部：業務用床処理機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		に至るおそれがある旨				
第二十条 第 3 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	電気洗濯機及び電気脱水機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。
第二十条 第 4 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	テレビジョン受信機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-67:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-67 部：業務用床処理機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				